

## 発議案第7号

### 食料・農業・農村基本法の改正に関する意見書（案）

農政の憲法と呼ばれる食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）が、制定から25年を経過し、初めて改正された。この25年間で様々な農業政策が講じられてきたが、相次ぐ大型貿易協定の発効、農業に競争と市場原理を強いる農業・農協改革の断行、大規模経営優先の施策の展開は、農業・農村を厳しい状況に追いやっており、農業者や農地面積は減少し、食料自給率は低迷し、食料・農業・農村の現状は、基本法の目指そうとしている理想から大きくかけ離れている。

そもそも、基本法の基本理念である食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興は、極端な市場原理の下での実現は困難である。

国内農業・農村をめぐる厳しい状況は、世界的な食料需給の変動などとともに、我が国の食料安全保障における大きなリスクとなっている。食料安全保障の確立をはじめとした食料・農業・農村政策の抜本的な見直しが急務となっているが、今回の基本法改正では十分な対応ができていない。

今回、基本法は改正されたが、国においては、国内農業生産を基本とした施策の強化、具体的な自給率の向上対策の確立及び生産現場の負担とならない環境と調和のとれた食料システムの構築に係る行程を次の食料・農業・農村基本計画で明らかにするとともに、再生産可能で安定した農業経営と生産力を確保することを目的とした新たな直接支払の構築に向けた検討を行い、食料・農業・農村政策に取り組むことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月11日

香 川 県 議 会